

税関監視艇整備運航経費

税関の3つの使命

安全・安心な社会の実現

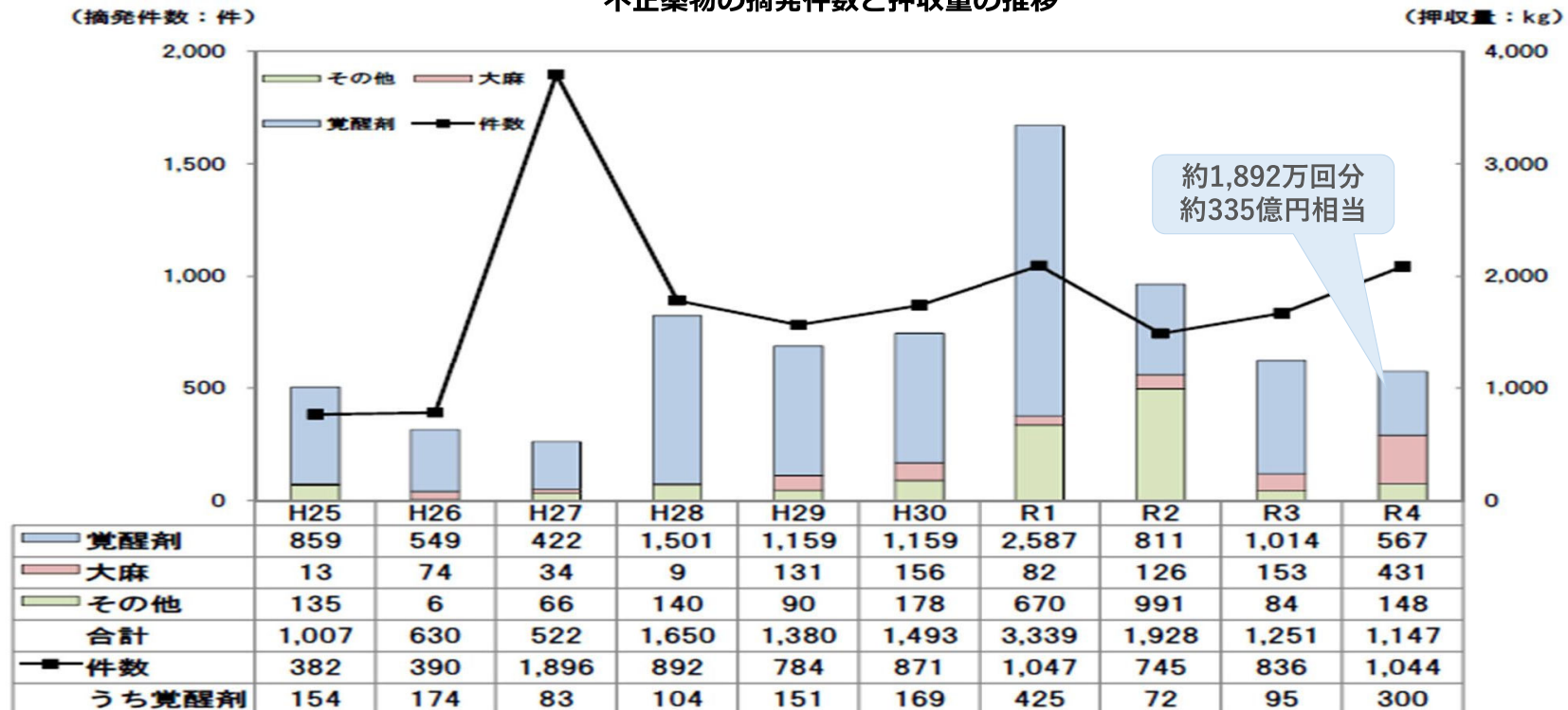
適正かつ公平な関税等の賦課徴収

貿易円滑化の推進

不正薬物の摘発状況

- 令和4年の不正薬物全体の摘発件数は1,044件（前年比25%増）、押収量は約1,147kg（同8%減）となった。摘発件数は過去3番目を記録し、押収量は7年連続で1トンを超え、過去10番目を記録。
- 覚醒剤の摘発件数は、300件（同約3.2倍）と増加し、押収量は約567kg（同44%減）と減少。押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約1,892万回分、末端価格にして約335億円に相当。
- 覚醒剤の国内押収量全体に占める水際押収量の割合は約97%（平成29年～令和3年累計）

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和4年の数値は速報値。令和元年は平成31年1月から令和元年12月を示す。

税関監視艇整備運航経費

事業概要

【目的】

近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資の効果的な水際取締りを実施する。

【概要】

税関では、貨物の水際取締りを実施するため、税関監視艇を活用し、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為への対処及び抑止、沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船、離島等における情報収集等の業務を遂行している。



洋上追尾、密輸事件への対処



不審事象や不審船舶の発見、船舶の動静監視



沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船



離島等における情報収集

税関監視艇整備運航経費

監視艇の配備状況

令和5年4月1日現在、全国に29艇を配備。

区分	大型監視艇	中型監視艇	小型監視艇
全長	38m程度	28m程度	20m程度
航行区域	沿海区域及び近海区域 (外国の領海を含まない)	沿海区域	平水区域及び 限定的な沿海区域
監視艇			
艇数	5艇	16艇	8艇

※航行区域

- 近海区域・・・東経175度、南緯11度、東経94度、北緯63度の線により囲まれた水域（船舶安全法施行規則第1条第8項）
- 沿海区域・・・概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域（船舶安全法施行規則第1条第7項）
- 平水区域・・・湖、川及び港内等の水域（船舶安全法施行規則第1条第6項）

税関監視艇整備運航経費

海港における密輸摘発事例

(事例1)

平成29年8月、横浜税関等は、関係機関と共同で、日本の東方沖で船籍不詳の船舶から受け取り茨城県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約475kg (末端価格：約300億円)**を発見、摘発した。



(事例2)

令和元年6月、東京税関等は、関係機関と共同で、日本の南方沖で船籍不詳の船舶から受け取り静岡県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約1,000kg (末端価格：約600億円)**を発見、摘発した。



(事例3)

令和元年12月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海洋上で船籍不詳の船舶から受け取り熊本県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約590kg (末端価格：約350億円)**を発見、摘発した。



(事例4)

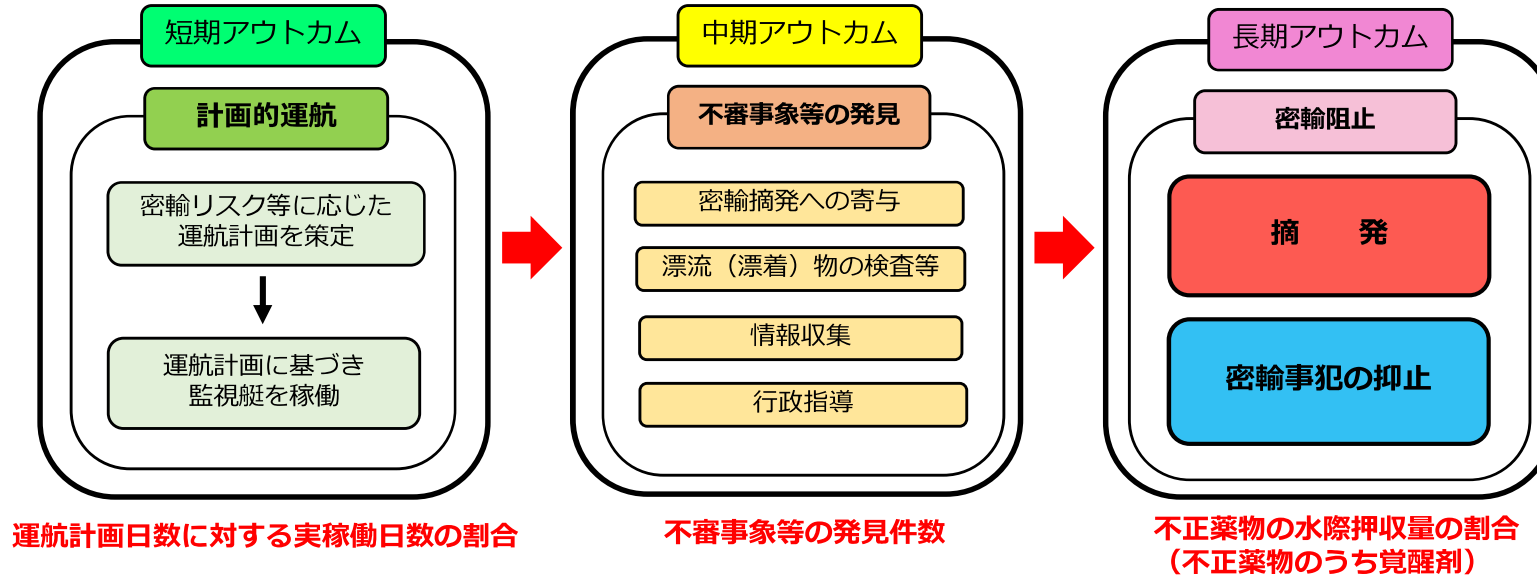
平成29年5月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海洋上で船籍不明の船舶から受け取り佐賀県唐津港に陸揚げされた**金地金 約206kg (約9億3千万円相当、脱税額7千4百万円)**を発見、摘発した。



税関監視艇整備運航経費

論点

① 設定した定量的なアウトカムは本事業の効果を図るものとして適当であるか



② 効果的・効率的な配備の適正化が図られているか

適正配備への取組み

- 密輸リスクの高い海域への重点配備
- 税関間の応援体制の構築による取締り体制の確保
- 20年経過を目安とした更新(代替建造) ※法定耐用年数15年
- 基本的な仕様を定め、性能の過大化を防止 等

【参考】 配備の見直し状況等

- 3年度：中型監視艇更新時に配備替を実施
- 4年度：中型監視艇更新時に配備替を実施
- 5年度：中型監視艇の後継艇に大型監視艇の建造開始 (更新時に配備替を実施予定)
- 小型監視艇1艇の廃止

- ◆ 密輸リスクや取締環境の変化に応じて配備数、配備先等不断の見直しにより、適正配備に努めている
- ◆ 適切な仕様を検討するとともに、一般競争入札における競争性の確保を図る等コスト削減に努めている

税関監視艇整備運航経費

政策評価との関係

令和4年度財務省政策評価書（案）における政策目標

政策目標5-3

関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

測定指標：定量的指標と目標値

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合（過去5年の平均より増加）

測定指標：定性的指標と目標

政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施



【本事業と政策評価との関係】

税関監視艇は、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為への対処及び抑止、沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船、離島等における情報収集等の厳格な水際取締りを遂行する上で必要不可欠であり、上記測定指標には、税関監視艇を活用したことによる不正薬物の摘発実績を含むものである。そのため、本事業は「施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止」に寄与している。

※政5-3-2-A-1については、目標値に対する実績値が確定していないことから、その把握後に評価を判定する。
政5-3-2-B-1については、「相当程度進展あり」との評定見込みとなっている。